ＬＰガス消費型蒸発器
維　持　管　理　指　針

平成25年4月22日改正

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 技術委員会 審議

（一般社団法人　日本エルピーガスプラント協会　発行）

ま え が き

ＬＰガス消費型蒸発器（以下「消費型蒸発器」という。）は，高圧ガス保安協会が「液化石油ガスバルク供給用附属機器型式認定マニュアル」に定める認定審査及び認定試験要領に基づき行う型式認定に合格した「高圧ガスの製造」としての規制を受けないＬＰガス蒸発器であり，業務用・工業用・集団供給用等の用途に設置され，使用されていますが，消費型蒸発器を長期にわたり使用する場合，経年変化による機能部品の劣化損耗及び性能の低下は避けられません。

そこで，当協会では経年変化にともなう消費型蒸発器の機能及び性能の低下に起因するトラブルを未然に防止し，ＬＰガス消費者及びＬＰガス販売事業者（又は販売業者）の方々に消費型蒸発器を安全に，かつ，安心してご使用頂くため，平成７年11月１日「ＬＰガス消費型蒸発器維持管理指針（以下「本指針」という。）」を発刊致しました。その後液化石油ガス法及び高圧ガス保安法の一部改正並びに計量法ＳＩ単位への全面移行に合わせて見直し，改正が行われ現在に至っています。

本指針では，消費型蒸発器の設置施工及び取扱（運転）並びに日常点検・定期点検・分解点検等維持管理に必要な基本的な事項として，1. 共通編にＬＰガス消費者及びＬＰガス販売事業者（又は販売業者）の方々に共通する事項を纏め，2. ＬＰガス販売事業者編にはＬＰガス販売事業者（又は販売業者）の方々に関連する事項をまた，ＬＰガス消費者の方々に関連する事項は3. ＬＰガス消費者編としてまとめました。

より具体的な設置施工及び運転操作・維持管理等につきましては，消費型蒸発器に附属している「設置施工説明書」・「取扱説明書」にその要領が記載されていますので，本指針と併せてご活用くださいますようご案内申し上げます。

末筆になりましたが，本指針の見直し改正にご支援とご協力を頂きました方々に衷心より厚く御礼申し上げます。

平成25年４月22日

一般社団法人　日本エルピーガスプラント協会
技術委員会蒸発器部会　部会長　　八　木　　祥　介

目　　次